

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

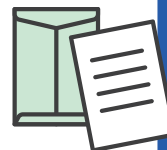
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

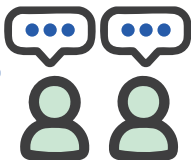


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

北陸財務局 (土日祝日除く平日9:00~12:00/13:00~17:00)	076-292-7951
石川県消費生活支援センター (平日9:00~17:00/土曜9:00~12:30)	076-255-2120
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 (土日祝日除く平日10:00~12:40/14:00~16:40)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル (平日9:00~21:00/土曜9:00~17:00)	0570-078374
金沢弁護士会法律相談センター (土日祝日除く平日9:00~16:30) ※電話で受付・面談による相談 ※事業者からのご相談も受け付けております。	076-221-0242
石川県司法書士会 (土日祝日除く平日9:00~17:00) ※事業者からのご相談も受け付けております。	076-291-7070
へるぷねっといしかわ (土日祝日除く平日10:00~16:00)	076-292-8133

事業者向け相談窓口

石川県商工労働部経営支援課 (土日祝日除く平日9:00~17:45)	076-225-1522
商工会議所(土日祝日除く平日)	
金沢 8:45~17:15	076-263-1151
小松 8:30~17:15	0761-21-3121
七尾 08:30~17:00	0767-54-8888
輪島 9:00~17:00	0768-22-7777
加賀 8:30~17:15	0761-73-0001
珠洲 9:00~17:00	0768-82-1115
白山 8:30~17:15	076-276-3811

法テラス・サポートダイヤル
【受付】(平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00)

0570-078374

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

(土日祝日除く平日10:00~12:00/13:00~16:00)

※電話で受付、面談による相談

※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

0570-001-240

市区町村の相談窓口

金沢市	近江町消費生活センター	076-232-0070
七尾市	消費生活センター	0767-53-1112
小松市	消費生活センター	0761-24-8071
輪島市	市民課	0768-23-1131
珠洲市	市民相談室	0768-82-7760
加賀市	消費生活センター	0761-72-7857
羽咋市	消費生活センター	0767-22-5941
かほく市	消費生活センター	076-283-7144
白山市	消費生活センター	076-274-9507
能美市	消費生活センター	0761-58-2248
野々市市	消費生活センター	076-227-6054
川北町	福祉課	076-277-8388
津幡町	消費生活センター	076-288-2104
内灘町	住民課	076-286-6701
志賀町	商工観光課	0767-32-9341
宝達志水町	税務住民課	0767-29-8120
中能登町	企画情報課	0767-74-2806
穴水町	観光交流課	0768-52-3790
能登町	住民課	0768-62-8510
奥能登広域圏事務組合	奥能登広域消費生活センター	0768-26-2307

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。